



記者発表資料 1枚

令和6年6月13日
福島県土木部技術管理課

熱中症対策に関する試行要領を制定しました

(県土木部が発注する工事及び業務委託の受注業者の皆様へ)

夏季における猛暑日の増加など気候状況の変化を考慮し、現場における熱中症発生防止対策を強化するため、県土木部が発注する工事及び業務委託に係る、熱中症対策に関する試行要領を定めましたので、お知らせします。

記

- 1 今回制定した要領
 - ・ 土木工事における熱中症対策に関する試行要領
 - ・ 建築関係工事における熱中症対策に関する試行要領
 - ・ 業務委託における熱中症対策に関する試行要領
- 2 内容
 - (土木工事)
 - ・ 猛暑により現場休止した日数相当の工期延長
 - ・ 現場管理費率の補正
 - (建築関係工事)
 - ・ 猛暑による作業不能日数を考慮して工期を設定
 - (業務委託)
 - ・ 猛暑により現場休止した日数相当の工期延長

【問い合わせ先】

土木部 技術管理課 (担当者) 主幹(兼)副課長 鈴木博明
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949